

広島県告示第五百六十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第九条の規定によつて、牛、豚、羊及び山羊飼養者に対し、次のとおり消毒を実施することを命ずる。

平成二十二年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 実施の目的

本県における口蹄疫の侵入防止

二 実施する区域

県内全域の牛、豚、羊及び山羊飼養農場

三 実施の期日

平成二十二年七月一日から平成二十二年七月三十一日まで

四 消毒方法

消石灰等の消毒薬を用いて、農場に出入りする者の靴及び車両等を消毒する。

ただし、消石灰による消毒と同等の効果と認められる方法による消毒も認める。